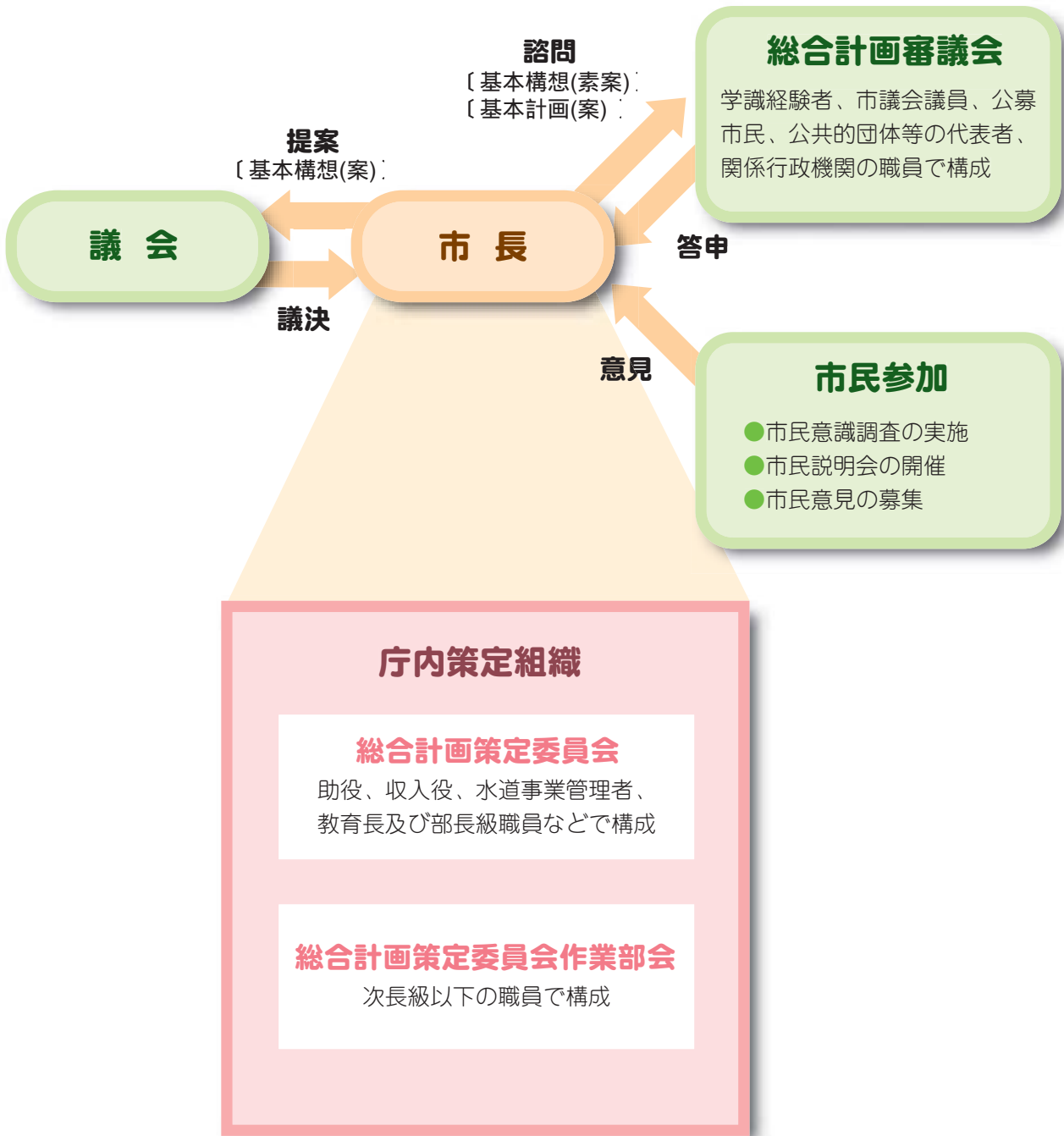


第3部
資料編

1 総合計画策定組織図



2 総合計画策定経過

	計画策定	総合計画審議会	市民参加
平成14年 (2002年)	H14.5.21 第3次総合計画策定基本方針の確定 H14.7.15 第1回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H14.8.9~H15.12.5 総合計画策定委員会作業部会 (基本構想(素案)の検討) (延べ66回開催)		H14.8.30~11.12 市民意識調査の実施
平成15年 (2003年)	H15.7.3~7.22 基本構想(素案)に対する職場・ 職員意見の聴取 H15.9.29~10.10 基本構想(素案)に対する職場・ 職員意見の再聴取 H15.10.31 第2回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H15.12.5~12.24 第2次総合計画に係る施策の 進捗状況の調査	H15.11.13 総合計画審議会へ基本構想(素案) について諮問 基本構想(素案)の検討 全体会 第1回 H15.11.13 第2回 H15.12.25 第3回 H16.1.22 第1部会 第1回 H16.2.19 第2回 H16.4.2 第3回 H16.4.21 第4回 H16.6.10 第2部会 第1回 H16.3.3 第2回 H16.4.16 第3回 H16.4.26 第4回 H16.6.11 全体会 第4回 H16.6.30 第5回 H16.7.28 第6回 H16.8.13 他に専門作業部会を 計7回開催	H15.12.15~H16.3.26 基本構想(素案)に対する市民意見の募集 H16.1.15 基本構想(素案)の市民説明会 [千里市民センターにて] H16.1.25 基本構想(素案)の市民説明会 [吹田勤労者会館にて]
平成16年 (2004年)	H16.6.28 第1回総合計画策定委員会 (基本計画(案)の検討) H16.6.28~H17.4.28 総合計画策定委員会作業部会 (基本計画(案)の検討) (延べ32回開催) H16.7.9 第3回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H16.8.23 第4回総合計画策定委員会 (基本構想(素案)の検討) H16.8.24 政策会議にて基本構想(案)が確定 H16.10.4 市議会において基本構想(案)が 可決され基本構想が確定 H16.11.26 第2回総合計画策定委員会 (基本計画(案)の検討)	H16.8.20 総合計画審議会より 基本構想(素案)について答申	H16.11.1~11.30 基本構想を踏まえ基本計画(案) に盛り込むべき内容など について市民意見の募集

平成 17 年
(2005 年)

H17.1.21~2.4
基本計画(部門別計画)[素案]に
対する職場・職員意見の聴取
H17.2.16
第3回総合計画策定委員会
(基本計画(案)の検討)

H17.5.27
第4回総合計画策定委員会
(基本計画(案)の検討)
H17.6.14~6.30
基本計画(地域別計画)[素案]に
対する職場・職員意見の聴取
H17.7.15
第5回総合計画策定委員会
(基本計画(案)の検討)

H17.3.2
総合計画審議会へ基本計画(案)に
ついて諮問

部門別計画(案)の検討

全体会
第1回 H17.3.2
第1部会
第1回 H17.3.25
第2回 H17.4.13
第3回 H17.5.11
第4回 H17.6.8
第2部会
第1回 H17.3.31
第2回 H17.4.20
第3回 H17.5.10
第4回 H17.6.6
全体会
第2回 H17.6.27
第3回 H17.8.1

H17.3.1~4.15
基本計画(部門別計画)[案]に対する
市民意見の募集

H17.3.26
基本計画(部門別計画)[案]の市民説明会
[市民会館、亥の子谷コミュニティセンターにて]

H17.8.1~9.26
基本計画(地域別計画)[案]に対する
市民意見の募集

H17.8.20
基本計画(地域別計画)[案]の市民説明会
[内本町コミュニティセンター、
市民会館、千里山・佐井寺図書館にて]

H17.8.21
基本計画(地域別計画)[案]の市民説明会
[山田ふれあい文化センター、
千里市民センターにて]

H17.8.23
総合計画審議会より基本計画(案)に
ついて中間答申

地域別計画(案)の検討

第1部会
第1回 H17.10.13
第2回 H17.10.17
第3回 H17.11.21
第2部会
第1回 H17.10.14
第2回 H17.10.18
第3回 H17.12.5
全体会
第4回 H17.12.27
第5回 H18.1.30

H17.8.27
基本計画(地域別計画)[案]の市民説明会
[豊一市民センターにて]

H17.10.23
「リレートークで再発見
地域の現在、過去、未来」の開催

平成 18 年
(2006 年)

H18.2.8
第6回総合計画策定委員会
(基本計画(案)の検討)
H18.2.20
基本計画が確定

H18.2.3
総合計画審議会より基本計画(案)に
ついて答申

総合計画策定委員会の開催回数
基本構想(素案)の検討
策定委員会 4回
作業部会 66回
基本計画(案)の検討
策定委員会 6回
作業部会 32回

総合計画審議会の開催回数
基本構想(素案)の検討
全体会 6回
部会 15回
基本計画(案)の検討
全体会 5回
部会 14回

3 総合計画審議会

(1) 総合計画審議会規則

吹田市総合計画審議会規則

制 定 昭 41.1.10 規則 3
最近改正 平 15.7.31 規則36

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、吹田市総合計画について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民
- (4) 市内の公共的団体等の代表者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査審議を終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整をはかるため部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部政策推進室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平15.7.31 規則36）

この規則は、公布の日から施行する。

(2)総合計画審議会委員

名簿

[1号委員]

会 長	石森 秀三	国立民族学博物館 文化資源研究センター長・教授
	衛藤 照夫	社団法人京都府建築士会 会長
	大内 祥子	浄るリシアター館長
副会長	浜岡 政好	佛教大学 社会学部教授
	三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部助教授
	宗田 好史	京都府立大学 人間環境学部助教授
	和田 葉子	関西大学 外国語教育研究機構教授

[2号委員]

	生野 秀昭	吹田市議会議員 (平成16年6月2日まで、平成17年6月3日から)
	木村 裕	吹田市議会議員 (平成16年6月2日まで、平成17年6月3日から)
	倉沢 恵	吹田市議会議員
	神保 義博	吹田市議会議員
	豊田 稔	吹田市議会議員 (平成16年6月3日から)
	中本 美智子	吹田市議会議員 (平成17年6月3日から)
*	池淵 佐知子	吹田市議会議員 (平成16年6月3日から平成17年6月2日まで)
*	寺尾 恵子	吹田市議会議員 (平成16年6月2日まで)
*	信田 邦彦	吹田市議会議員 (平成16年6月3日から平成17年6月2日まで)
*	野村 義弘	吹田市議会議員 (平成16年6月2日まで)
*	藤木 祐輔	吹田市議会議員 (平成16年6月3日から平成17年6月2日まで)

[3号委員]

	筏 隆臣	公募市民 (千里山・佐井寺地域)
	蒲田 雄輔	公募市民 (山田・千里丘地域)
	鮫島 匡	公募市民 (JR以南地域)
	前田 武男	公募市民 (片山・岸部地域)
	山口 克也	公募市民 (豊津・江坂・南吹田地域)
*	矢野 隆司	公募市民 (千里ニュータウン・万博・阪大地域) (平成17年9月30日まで)

[4号委員]

	伊東 利幸	連合大阪北大阪地域協議会 吹撮地区協議会
	内山 實嗣	北大阪農業協同組合 副組合長 (平成17年7月25日から)
	尾高 栄次	財団法人吹田市健康づくり推進事業団 理事長
	影山 義紘	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 会長
	河井 明子	吹田市消費者団体協議会
	河野 武夫	吹田商工会議所 副会頭
	坂本 富佐晴	吹田市文化団体協議会 副会長 (平成16年6月2日から)
	永田 昌範	吹田市自治会連合協議会 会長
	西岡 昌佐子	社団法人大阪エイフボランティアネットワーク吹田支部 吹田母子会 会長
	菱川 音三郎	社団法人吹田市医師会 監事
*	安達 憲夫	吹田市文化団体協議会 会長 (平成16年6月1日まで)
*	阪口 善次郎	北大阪農業協同組合 副組合長 (平成17年7月24日まで)

[5号委員]

	大下 達哉	大阪府企画調整部企画室課長 (平成17年4月1日から)
*	北野 義幸	大阪府企画調整部企画室課長 (平成17年3月31日まで)

順不同 敬称略 *は前委員。選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

部会構成

〔基本構想(素案)の検討〕

第1部会〔第4章 施策の大綱の第1節、第3節、第4節を検討〕

部会長	和田 葉子								
	大内 祥子	浜岡 政好	生野 秀昭(平成16年6月2日まで)	倉沢 恵	神保 義博				
	豊田 稔(平成16年6月3日から)		野村 義弘(平成16年6月2日まで)	藤木 祐輔(平成16年6月3日から)					
	鮫島 匡	山口 克也	安達 憲夫(平成16年6月1日まで)	伊東 利幸	尾高 榮次				
	影山 義紘	坂本 富佐晴(平成16年6月2日から)		菱川 音三郎	北野 義幸				

第2部会〔第4章 施策の大綱の第2節、第5節、第6節、第7節を検討〕

部会長	宗田 好史								
	石森 秀三	衛藤 照夫	三輪 信哉	池淵 佐知子(平成16年6月3日から)					
	木村 裕(平成16年6月2日まで)		寺尾 恵子(平成16年6月2日まで)	信田 邦彦(平成16年6月3日から)					
	筏 隆臣	蒲田 雄輔	前田 武男	矢野 隆司	河井 明子	河野 武夫			
	阪口 善次郎	永田 昌範	西岡 昌佐子						

専門作業部会〔第2章 吹田市の将来像、第3章 人口と都市空間を検討〕

部会長	宗田 好史								
	石森 秀三	衛藤 照夫	大内 祥子	浜岡 政好	三輪 信哉	和田 葉子			
	北野 義幸								

〔基本計画・部門別計画(案)の検討〕

第1部会〔第1章、第3章、第4章を検討〕

部会長	浜岡 政好								
	大内 祥子	和田 葉子	生野 秀昭(平成17年6月3日から)	倉沢 恵	神保 義博				
	豊田 稔	藤木 祐輔(平成17年6月2日まで)	鮫島 匡	山口 克也	坂本 富佐晴				
	伊東 利幸	尾高 榮次	影山 義紘	菱川 音三郎	大下 達哉(平成17年4月1日から)				
	北野 義幸(平成17年3月31日まで)								

第2部会〔第2章、第5章、第6章、第7章を検討〕

部会長	宗田 好史								
	石森 秀三	衛藤 照夫	三輪 信哉	池淵 佐知子(平成17年6月2日まで)					
	木村 裕(平成17年6月3日から)		中本 美智子(平成17年6月3日から)	信田 邦彦(平成17年6月2日まで)					
	筏 隆臣	蒲田 雄輔	前田 武男	矢野 隆司	河井 明子	河野 武夫			
	阪口 善次郎	永田 昌範	西岡 昌佐子						

〔基本計画・地域別計画(案)の検討〕

第1部会〔J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域を検討〕

部会長	浜岡 政好								
	衛藤 照夫	三輪 信哉	神保 義博	豊田 稔	鮫島 匡	前田 武男			
	山口 克也	伊東 利幸	尾高 榮次	影山 義紘	河野 武夫	西岡 昌佐子			
	大下 達哉								

第2部会〔千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、千里ニュータウン・万博・阪大地域を検討〕

部会長	宗田 好史								
	大内 祥子	和田 葉子	生野 秀昭	木村 裕	倉沢 恵	中本 美智子			
	筏 隆臣	蒲田 雄輔	内山 實嗣	河井 明子	坂本 富佐晴	永田 昌範			
	菱川 音三郎								

(3) 諮問文・答申文

15吹企政第713号
平成15年11月13日
(2003年)

吹田市総合計画審議会
会 長 石森 秀三 様

吹田市長 阪口 善雄

吹田市第3次総合計画基本構想（素案）について（諮問）

吹田市第3次総合計画基本構想（素案）をこのたび別添のとおり策定いたしましたので、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により貴審議会に諮問いたします。

諮 問 の 趣 旨

本市では、平成17年（2005年）を目標年次とした吹田市新総合計画（吹田市第2次総合計画）に基づいて「すこやかで心ふれあう文化のまち」をめざし、市民と共に市政の推進に努めてまいりました。

現計画の目標年次を迎えようとしている今、少子・高齢化の進行、経済の低成長、そして地球規模での環境問題の深刻化など本市を取り巻く状況に大きな変化が生じています。

このような変化に対応するため、吹田市第3次総合計画基本構想（素案）を策定いたしました。この内容についての御意見を賜りたく諮問するものです。

平成16年8月20日
(2004年)

吹田市長 阪口 善雄 様

吹田市総合計画審議会
会 長 石森 秀三

吹田市第3次総合計画基本構想（素案）について（答申）

平成15年11月13日付け、15吹企政第713号で諮問のありました吹田市第3次総合計画基本構想（素案）について慎重に審議した結果、下記の意見を付すとともに、同基本構想（素案）を別添のとおり一部修正して答申します。

なお、今後は当審議会における意見を十分に尊重し、基本計画策定に反映されるよう要望します。

記

本格的な少子・高齢社会を迎えようとしている今日、地方分権の進展のもとで、将来の吹田のまちをどのように構想し、次世代に引き継いでいくのか、まさに自治体の力量が問われています。そのような状況のなかで、当審議会は「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」を吹田市の将来像として提案しました。その実現のためには、今まで以上に市民が、地域の主人公としてまちづくりに積極的に取り組んでいくことが必要になります。

市民と行政との相互の信頼関係を築き、その協働のもとで将来像の実現を図るために、下記の諸点に留意して、今後取り組んでいくことを求めます。

- 1 市民と行政との協働を進めるためには、その前提として、情報の共有化が不可欠になります。市民や地域社会がさまざまな課題について、自らの確に判断をし、取り組むことが今後ますます重要になります。そのためには、行政が持つ情報の公開促進とともに、市民の側が必要とする情報を正確にかつ迅速に提供することが強く求められます。
- 2 協働の推進にあっては、その具体的な仕組みづくりが重要になります。社会経済状況の大きな変動のなかで、市民の価値観が多様化し、行政に対するニーズも多様化しています。地域社会に活躍の場を求める高齢者が増えるとともに、女性の社会参加意欲も高まっています。地域では、従来の地縁組織に加えて、NPO（特定非営利活動法人）をはじめとする各種の団体が、自らの地域をより良くするためにさまざまな活動を展開しています。これらの地域の力が最大限に生かされるように、協働の仕組みづくりについて早急に検討し、具体化を図ることが必要です。

3 市民自治を担うまちづくりの主体形成、つまり人づくりに向けた行政の取組が今後さらに重要になります。先に述べた情報の提供とともに、身近な地域社会に対する関心に応えられる生涯学習機会の提供が求められます。

さらに、次代を担う子どもたちの健やかな成長がとりわけ重要になります。自立した個人として、社会の一員として、また地域活動などを通して地域の主人公として、たくましく育つことができるように、子育てや教育をはじめとする総合的な取組が求められます。

4 協働のまちづくりを進めるうえで、市民とともに総合計画の策定を行うことが不可欠と考えます。基本計画策定にあたっては、多くの市民の意見を募り、反映することが望めます。基本構想の制定後には、速やかに市民に周知を図り、基本計画策定作業のできるだけ早いうちから意見聴取の機会を設ける必要があります。

なお、当審議会において、「市民」を主語とする基本構想の記述について議論がなされた経過を踏まえて、次期の第4次総合計画基本構想の策定のさいには、早い段階から多くの市民が参画できることを要望します。

5 今後の基本計画策定において、数値目標の設定が不可欠になります。今までの二次にわたる総合計画基本計画では数値目標が示されていないことから、その進捗状況が市民にとって分かりにくいという指摘がなされています。進捗状況の把握という意味から、今後の基本計画策定においては、数値目標の設定が必要になります。また、基本計画の進行管理について、市民と協働して点検できる仕組みづくりが重要になります。

6 協働の推進において強調すべき点は、行政の縦割りを排除し、総合的な行政運営を確保することです。そのためには、行政内部での組織体制の確立と職員の政策立案能力の向上が求められます。とりわけ第3次総合計画では地域別計画の策定も予定されており、多様なライフスタイル、多様な価値観、多様な仕事を持つ市民からなる地域の現状を踏まえて、職員は市民との対話を重視し、従来の担当分野だけでなく、地域の特性を視野に入れて柔軟に政策立案を行い、施策の展開を図ることが求められています。さらに、そのような職員を生かす組織の確立が協働の推進において不可欠と考えます。

16吹企政第1454号
平成17年3月2日
(2005年)

吹田市総合計画審議会
会 長 石 森 秀 三 様

吹田市長 阪口 善雄

吹田市第3次総合計画基本計画（案）について（諮問）

吹田市第3次総合計画基本構想における本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市^{まち}すいた」を実現するため、このたび別添のとおり吹田市第3次総合計画基本計画（案）を策定いたしましたので、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により、貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

平成17年8月23日
(2005年)

吹田市長 阪口 善雄 様

吹田市総合計画審議会
会 長 石森 秀三

吹田市第3次総合計画基本計画（案）について（中間答申）

平成17年3月2日付け、16吹企政第1454号で諮問のありました吹田市第3次総合計画基本計画（案）のうち、部門別計画（案）及び総合計画の進行管理に係る指標（案）について慎重に審議した結果、別添のとおり一部修正して答申します。

平成18年2月3日
(2006年)

吹田市長 阪口 善雄 様

吹田市総合計画審議会
会 長 石森 秀三

吹田市第3次総合計画基本計画（案）について（答申）

平成17年3月2日付け、16吹企政第1454号で諮問のありました吹田市第3次総合計画基本計画（案）について慎重に審議した結果、下記の意見を付すとともに、別添のとおり一部修正して答申します。

記

- 1 総合計画の進行管理にあたっては、目標を明確にするため、有効な指標と目標値を早期に設定し、重要課題や施策の優先順位などの検討・見直しを行いながら、効率的・効果的な計画の推進を図ることが求められます。
- 2 吹田市は、全域にわたって市街化されているものの、なお開発が進み住宅建設が行われようとしています。また、千里ニュータウンなどでの既存住宅の更新も進められています。このことに関連して、市民から「緑の確保」や「自然環境の保全・育成」を求める意見が多数寄せられました。当審議会では、慎重に審議を重ね、部門別計画及び地域別計画において「周辺環境と調和した土地利用の誘導」など良好な環境やまちなみの維持形成に向け必要な修正を行いました。今後、これらの点に十分留意し、計画の推進を図る必要があります。
- 3 当審議会では、少子・高齢化が本格化し、人口減少期を迎えている今日、まちの活力の維持・向上を図り、「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」を実現するために、これからのまちづくりをいかに進めるべきかについて審議を重ねました。今後、このまちに愛着と誇りを持つ人や魅力を感じる人が「住んでよかった」「住み続けたい」「新たに住みたい」と思えるようなまちづくりを進めるため、さらに市民と行政との協働を図り、取り組んでいく必要があります。
- 4 地域別計画の策定は、総合計画を市民にとって身近なものとする点で大きな意義があります。しかし、市民の日常生活圏を考えると、市域を6ブロックに分けた地域別計画では圏域が広く、より細かな区域を対象とする計画が求められます。その計画については、行政の主導ではなく、地域住民自らが主体的に取り組むことが重要です。今後、地域ごとにまちづくりを担えるような住民組織の形成や住民による日常生活圏域でのまちづくり計画の策定も展望しながら、地域別計画の推進に努めていく必要があります。
- 5 新たな将来像を設定した第3次総合計画を実効あるものとするため、本計画やそこで示している部門ごとの個別計画について、市民にきめ細かく情報提供を行うなど広く普及啓発し、あらゆる分野で市民参画と協働を推し進める必要があります。

4 総合計画策定委員会

(1) 総合計画策定委員会設置要領

吹田市総合計画策定委員会設置要領

制 定 平成4年5月20日
最近改正 平成14年7月2日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 助役、収入役及び水道事業管理者
- (2) 教育長
- (3) 吹田市事務分掌条例（昭和63年吹田市条例第22号）第1条第1項に規定する部の長
- (4) 市民病院事務局長
- (5) 消防長
- (6) 吹田市教育委員会事務局組織規則（平成元年吹田市教育委員会規則第2号）第1条に規定する部の長
- (7) 水道部長
- (8) その他市長が指定する者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画部担当助役をもって充て、副委員長は委員長以外の助役、収入役、水道事業管理者及び教育長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、策定委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、委員長が指名する課長級職以上の職員及び策定委員会委員の推薦による職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(専門研究員)

第8条 市長は、策定委員会の所掌事務に関する専門的な事項について指導及び助言を得るため、専門研究員若干人を委嘱することができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、企画部政策推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月2日から施行する。

(2)総合計画策定委員会作業部会設置基準**吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準**

制 定 平成14年7月2日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第6条の規定に基づき、吹田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に吹田市総合計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(作業部会の構成)

第2条 策定委員会は、総合計画の素案の策定に必要な数の作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定委員会委員長が指名する課長級職以上の職員及び策定委員会委員の推薦による職員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する職員を持って充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

2 各部会の連絡調整を担当する部会長は、必要があると認めるときは、部会長会議及び副部会長会議を招集することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、企画部政策推進室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、平成14年7月2日から施行する。

5 用語解説

あ 行

●アイドリング・ストップ運動

駐停車時に、自動車のエンジンを停止させておく運動のこと。エネルギー消費量の削減や、それに伴う大気汚染物質、地球温暖化物質の排出抑制につながる。

●アジェンダ21

平成4年（1992年）6月に開催された「国連環境開発会議」（「地球サミット」）で採択された持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。①社会的、経済的要素②開発のための資源の保全と管理③主要な社会構成員の役割の強化④実施手段の4部40章からなっている。吹田市では、地域レベルの行動計画（ローカルアジェンダ21）として、「アジェンダ21すいた」を平成17年（2005年）3月に策定している。

●アドプトロード

大阪府アドプト・ロード・プログラムのこと。大阪府が管理する道路の一定区間について、地元自治会や企業などの団体が自主的に清掃や緑化などのボランティア活動を実施する場合に、府と関係市町村が協力して支援し、地域の環境美化に取り組むことを目的とする。

●アメニティ

一般的に「快適な環境」と訳されており、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を生かし合うように、バランスよく存在し、その中で生活する人が好ましいと感じる状態を意味している。

●異年齢児学級保育

学級編制を4、5歳児混合とし、年齢の異なる子どもと一緒に生活したり遊んだりする保育の方法。人との信頼関係の築き方やトラブルの解消の仕方、年少者をいたわる優しい気持ちなど、幼児期に「人とかかわる力」の基礎を培い、「生きる力」「豊かな力」を育むことを目的とする。

●インターンシップ制度

大学生が、小・中学校の日常的な業務、教育補助、課外活動などを幅広く直接体験する制度。自己の適性を把握する機会となり、人間的成長や社会意識の向上が期待できる。

●雨水施設

降雨を収集し、河川や海に放流するための施設。雨水枡、側溝、雨水管渠、ポンプ施設によって構成され、必要に応じて雨水貯留管、雨水調整池が設置される。

●雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設。浸透性舗装、雨水浸透枡、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがある。下水管渠への雨水流入量の削減を目的とする。

●雨水整備基準

雨水施設を整備するための施設基準のこと。過去の降雨実績や浸水状況をもとに、どのような降雨に対応するかを定め、基準を設定している。本市の基準は、10年に1回の確率で発生する降雨に対応しているが、過去に整備した一部の地域では、これより低水準の5年に1回の降雨に対応している。

●オーパスシステム

大阪府と14市1町が共同で開発・運用している、公共スポーツ施設情報システム。インターネットや家庭用及び携帯電話、街頭端末から、施設の利用抽選申込みや空き照会などのサービスを利用できる。オーパス（OPAS）はOsaka Public Access Service の頭文字をとった略語。

●オゾン層の破壊

太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っているオゾン層が、フロンなどの化学物質によって破壊されること。オゾン層の破壊により増加する紫外線の影響で、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。

か 行

●学校教育情報通信ネットワーク

市立小中学校や教育センターなどの学校教育に係る施設間を結ぶ教育用情報通信ネットワークのこと。学校教育用情報機器の整備をはじめ、学校図書館蔵書のデータベース化、学習コンテンツや教育情報の蓄積・発信などにより、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、学校・家庭・地域をつなぎ、価値ある情報を分かち合い、学ぶ喜びを感じられる教育機会の創造に努めて、「確かな学力」の育成を図る。

●環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民の意見を聞きながら、環境保全について適正な配慮を行うもの。吹田市では、平成10年（1998年）10月1日から「吹田市環境影響評価条例」に基づき実施している。

●環境負荷

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

●完全失業率

労働力人口（就業者と完全失業者の合計）に占める完全失業者の割合。完全失業者とは①就業者ではない②仕事があればすぐ就くことができる③仕事を探す活動や事業を始める準備をしているという条件を満たす者。

●キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

●急性期医療機関

病気の症状があらわれ、短期間のうちに手厚い治療を要する期間に行う検査、診断、処置、手術などの入院治療等の医療を主に提供する医療機関。

●京都議定書

平成9年（1997年）に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。ロシアの批准に伴い、平成17年（2005年）2月16日に発効された。

●グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成12年（2000年）5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられた。吹田市では、平成11年（1999年）10月に「吹田市役所エコオフィスプラン」を策定し、グリーン購入に取り組んでいる。

●グループホーム

地域社会の中にある住宅（一戸建てやアパート、マンション等）において障害者や高齢者が、専任の世話人による生活援助を受けつつ共同で生活する場のこと。

●ケアマネジャー

介護支援専門員。介護支援サービスを提供するためのすべての過程において、利用者と福祉サービスの結び付けや関係機関・施設との連携などを図り、適切なサービスが受けられるよう調整する役割を持つ。

●警防

火災などの災害や事故が発生するか、発生するおそれがあるとき、その被害を軽減するために消防が行う活動及びこれらに附帯する活動。

●健康おおさか21

大阪府が平成13年（2001年）に策定した「21世紀の健康づくり運動」のこと。府や市町村、その他健康づくりの関係機関・団体等が取り組むべき健康づくり施策の方向について具体的な目標を示し、すべての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざす。

●健康おおさか21吹田保健所圏域計画

吹田保健所圏域（吹田市）における共通の健康課題に取り組む方向性を明らかにする戦略計画であるとともに、同圏域内の関係機関の連携方策を中心に推進方策を具体的に記載する執行計画の面をあわせ持つもの。

●健康増進法

国民の健康づくりや疾病予防を積極的に推進するため、平成15年（2003年）5月1日に施行された医療関連法。「健康日本21」の裏付けとなるものであり、国民の栄養改善を目的とした栄養改善法を引き継いでいる。第25条で「受動喫煙の防止」を法的に明記した。

●健康日本21

健康づくりの効果的な推進を図ることを目的に、厚生労働省が平成12年（2000年）3月に策定した「21世紀における国民健康づくり運動」のこと。生活習慣病の予防や健康づくりの推進上重要な課題を「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」等の9分野70項目にわたって設定し、それぞれについて平成22年（2010年）を目途とした目標等を提示している。

●建築協定

市街地の環境や利便を維持増進するため、住民全員の合意のもとに、一定区域内の建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する建築基準法の規定以上の自主的な基準を定め、互いに守り合うことを約束する建築基準法に基づく制度。

●交通需要マネジメント

渋滞問題や自動車の排出ガスなど環境問題の対策として、道路利用者に時間、経路、手段の変更や、自動車の効果的利用を促し、自動車交通の総量抑制と都市交通の円滑化を図る手法。

●高度医療

最先端の医療技術の開発及び評価を行う大学附属病院や特定機能病院における「高度先進医療」と、地域の基幹病院で行う「高度な医療」の二つの意味がある。地域の基幹病院で行う「高度な医

療」は、地域内でより進んだ人員・施設・医療設備と機器を持ち、それを効果的に活用して診断と治療を行うとともに、治療において高い知識・技術水準を維持・向上させることにより、地域の医療水準の向上に寄与する。

●高度浄水処理

これまでの浄水処理方法にオゾンと活性炭による処理工程を加えた処理方法。これにより、かび臭などの異臭味は完全になくなり、浄水所で塩素を使うことによってできるトリハロメタンも大幅に減少させることができるほか、病原性微生物に対する安全性の向上が期待できるなど、総合的な水道水質の改善を図ることができる。

●高付加価値化

製造業製品の付加価値を高めることで、製品の高品質化や多機能化を含む。

●合流式下水道

汚水及び雨水を同一の管渠で排除し処理する方式。合流式下水道では、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、雨天時に公共用水域へ未処理で排出される放流負荷量の削減が課題である。

●国際連合憲章

国際連合の基本的性格とその目的・組織を定めた法規。アメリカ・イギリス・ソ連・中国によって原案が作成され、昭和20年（1945年）6月サンフランシスコ会議で採択された。

●子どもの権利条約

世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いをこめて、平成元年（1989年）に国連で採択。日本では平成6年（1994年）に批准。子どもの人権を総括的に規定しており、子どもを保護の対象としてだけではなく、権利の主体としてとらえている。前文と「子どもの最善の利益（第3条）」「子どもの意見表明権（第12条）」など54の条文からなる。

●コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノ

ウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待できる。

●コミュニティプラザ

多目的ホール、会議室等で構成され、文化学習活動、ボランティア活動など市民の多様な地域活動に利用されている施設。これらの活動を通じて地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与することを目的としている。

さ 行

●里親道路

吹田市道の一定区間について、市民グループと本市が協定を結び、市民が里親となってボランティアで清掃活動や花壇の管理、植栽などを担ってもらう制度。

●産業支援型サービス業

広告・デザイン、情報通信、ソフトウェア、機器や設備のリース・レンタル・メンテナンス等、企業が活動をするうえで必要なサービスを提供する事業。

●酸性雨

硫酸や硝酸を含んだ強い酸性（pH5.6以下）の雨が降る現象。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。

●指定管理者制度

これまでの管理委託制度に代わって、地方公共団体が指定する法人その他の団体が公の施設の管理を行う制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。

●小中一貫教育

極めて緊密で高度な小中連携を図ることで、一貫性・継続性のある取組を進める教育。義務教育9年間を一体のものと捉え、カリキュラム編成や教員の授業交流、行事の共同参加等、魅力ある教育活動を行う。

●情報通信ネットワーク

電話回線などの通信回線を使い、ハードウェア（パソコン、プリンタなど）、ソフトウェア（プログラム）、データ（情報）を共有する目的でコンピュータを結びつけた状態。

●初期救急

入院を必要としない救急患者に外来診療によって治療を行うこと。

●人権教育のための国連10年

平成6年（1994年）12月の国連総会において決議。平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とし、世界の各国各層がお互いに連携しながら、人権教育の推進に取り組むことにより、世界中で人権という普遍的文化の創造をめざした。

●生活支援型産業

高齢者ケア・子育て支援、医療・健康、住宅関連や文化・スポーツ・レクリエーション施設の運営等、市民生活の基礎に関わるサービスを提供する産業。

●生産緑地

市街化区域内に優れた環境機能を持つ農地等について、その機能を積極的に評価し、より計画的、永続的な保全を図ることにより、農林業と調和した良好な都市環境を形成するため都市計画で生産緑地地区として指定し、この地区に指定されている農地等をいう。

●成年後見制度

判断力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの援助者を登記し、援助者に財産管理等の代理権を与えることにより、本人の権利が守られるよう支援する制度。

●セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれる。

●総合型地域スポーツクラブ

平成12年（2000年）に文部科学省が策定した「スポーツ振興計画」の中で、具体的に示された目標。「総合型」とは、①種目の多様性②世代や年齢の多様性③技術レベルの多様性を含むという意味があり、公共施設等を拠点に自分たちのニーズに合ったスポーツの場を運営していくという「住民主導型」のスポーツクラブ。

た 行

●団塊の世代

第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームに生まれた世代のことで、一般的には昭和22～24年（1947～49年）に生まれた人びとを指す。

●地域福祉権利擁護事業

社会福祉協議会の生活支援員が、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などに対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの援助を行うことによって、在宅での自立した生活を支援する制度。

●地域保健福祉センター

身近な地域の中で、高齢者や障害者等に対して在宅介護に関する相談や情報の提供、通所の方法による保健福祉サービスの提供等を行い、高齢者や障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする施設。

●地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上

昇すること。南極の氷が溶け出し、海面上昇現象を招くなど、地球規模での環境への影響が問題となっている。

●地球環境問題

影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。

●地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設（地区施設）の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。地区計画が定められた地区における建築行為は届け出が必要になる。

●地方分権一括法

正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方分権を推進するために、475本の法律改正を一括形式で行うもので、平成11年（1999年）7月8日に国会で成立。これにより、機関委任事務は廃止され、必ずしも明確にされていなかった国と地方自治体の役割分担が制度的にも「対等・協力」と位置づけられた。国からの事務権限の移譲が進み、地方自治体は、より地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められることとなった。

●直結給水

水道水をいったん受水槽にためてからポンプ等で給水する受水槽式に対し、配水管の圧力を利用して給水する方式。配水管圧力だけで末端まで給水する直結直圧式給水と、配管途中に増圧設備を挿入して末端までの圧力を高めて給水する直結増圧式給水がある。これにより、受水槽の点検や清掃が不要で、維持管理費がかなり軽減される。

●デイサービスセンター

通所介護を行う施設のことで、障害者や高齢者

が施設に通い入浴、食事の提供や機能訓練などのサービスを受けることができる。行き帰りの送迎サービスを伴う場合もある。

●特殊災害

一般的な火災等、通常の出動計画では対応しがたい特異な災害又は大規模な消防部隊を投入して集中的に消防活動を行う必要のある災害。

●都市型工業

都市圏に近い立地特性を生かし、最新の技術や情報を活用した先端的で高付加価値化が図られた工業のこと。また、出版業や印刷業のように、都市環境に適応し、都市部での需要に対応して製品やサービスを提供する工業も含まれる。

●都市施設

道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。都市計画法では交通施設、公共空地、供給施設・処理施設、水路、教育文化施設、社会福祉施設などをいう。

●ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、DVと略される。身体的暴力だけでなく、ことばによる精神的暴力、性的暴力などいろいろな形で身近に存在しており、従来は個人的な問題として扱われていたが、人権侵害として社会問題と認識されるようになった。

な 行

●軟弱野菜類

ほうれんそう、しゅんぎくなど乾燥に弱く、輸送性の悪い葉物野菜の総称。

●ニート

通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない若者。Not in Employment, Education or Trainingの頭文字。

●二次救急

入院治療を必要とする重症救急患者の治療を行うこと。なお、生命の危機が切迫し二次救急医療機関で対応できない重篤な患者の治療は「三次救急」である。

●ニュースポーツ

「レクリエーションスポーツ」や「軽スポーツ」などとも呼ばれ、技術の習得が容易で、筋力や持久力、年齢・性別を問わずにすぐにゲームに参加できることが特徴。従来の競技スポーツとは異なり、ルールに柔軟性があり、「楽しみ」を追求するという新しい理念を持つ。

●認知症

記憶、判断、言語などの能力が、日常生活に支障が生じる程度まで低下した状態をいう。従来は「痴呆」という用語が使用されていたが、「認知症」と変更された。

●ノーマイカーデー運動

自動車からの排出ガスや騒音などによる公害をなくすために、自動車を使用せず、公共交通機関の利用を呼びかける運動のこと。大阪府では、毎月20日をノーマイカーデーとして、府民に呼びかけている。

●ノーマライゼーション

障害者が社会の一員として、障害のない人と同等に生活し、活動できる社会があたりまえの社会であり、そのような社会をめざしていくという考え方。

は 行

●バイオマス

生物体のこと。木材加工などで出る木くずや畜産農家で出る家畜のふん尿、下水汚泥や生ごみなどもバイオマスと呼び、それらをエネルギーとして利用するバイオマス発電などが研究されている。

●ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害に備えて、災害が起こった場合の被害の程度を予測して示すとともに、避難場所や避難経路などを示した地図。

●パブリックコメント制度

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

●バリアフリー

障害者や高齢者の社会参加や自立を妨げる物的あるいは社会的な障害がないこと。ここでは建物をはじめ道路、歩道、公園などにおける段差の解消など、主として移動を妨げる物的な障害が除去された状態を指す。

●ヒートアイランド現象

郊外部に比べて、都市部の気温が高くなる現象。都市部に人口が集中し経済活動が活発に行われることから熱エネルギーが増大すること、また、アスファルトやコンクリートで覆われている構造物が蓄熱すること、などが原因として挙げられる。

●病院前救護体制

救急患者が病院等に運ばれる前、すなわち消防機関（救急隊）による搬送途上における患者の救命処置を行う際に、医療機関等との連携をとる体制。

●ファミリー・サポート・センター

子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援ができる人（援助会員）が、会員として登録し、地域において子育ての相互援助を行う組織。依頼会員は、概ね生後3か月から小学校6年生までの子どもがいる市民。援助会員は、子どもが好きで、育児に熱意があり、子どもを自宅で預かることができる20歳以上の市民。援助を受けた依頼会員は、会則で定められた報酬を援助会員に支払う。

●ブックスタートボランティア

0歳から1歳の赤ちゃんと保護者を対象にした、絵本の読み聞かせや手あそびを組み合わせた「ブックスタートのひろば」を行う、市民ボランティアのこと。

●フリーター

15～34歳の若年者（学生及び主婦を除く）のうち、勤め先における呼称がアルバイト又はパートである者。

●ベンチャー産業

最新の技術や高度の専門知識を駆使して新分野に乗り出すビジネスのこと。

●歩車分離信号

信号交差点で横断歩行者の死亡事故が多いことから、歩行者が青信号で横断歩道を横断中に、左右折する車などが横切らないように考えられた信号。

ま 行

●みどりの協定

道路に接する敷地の緑化を推進するため、市民が区域を定めて緑化について市と合意したときに締結する「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づく協定。道路境界から一定範囲の植栽については、樹木等の配付の助成制度がある。

や 行

●ユニバーサルデザイン

障害者など特定の人のために考案する特別なデザインではなく、すべての人びとにとって使いやすい普遍的なデザインの考え方。

●用途地域

都市計画法に基づく地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。

ら 行

●ライフサイエンス研究機関

生物学・生命科学分野の研究機関のこと。本市

では、国立循環器病センターや（財）大阪バイオサイエンス研究所などが立地している。

●ライフライン

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。災害などでこれらの機能が停止することは市民生活に大きな支障となる。

●流域下水道

2以上の市町村からの下水を処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。ここでは大阪府が事業主体となって整備し、管理を行う下水道を意味する。

●療育

障害のある児童、あるいはその疑いのある児童に対して、それぞれの障害に応じた医療や訓練の提供と、発達を支援する保育や教育を総合的に行うこと。

●レファレンスサービス

図書館が調査・学習に必要な資料の紹介・提供を行ったり、身近な事柄や疑問に図書館所蔵の資料を使って答えるサービスのこと。

●レンタサイクル

自転車の利用促進・放置自転車対策として、通勤・通学の利用者を対象に自転車を貸出しすること。

●労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合。完全失業者とは①就業者ではない②仕事があればすぐ就くことができる③仕事を探す活動や事業を始める準備をしているという条件を満たす者。

非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類の共通の願いである。

しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界最初の核被爆国として、また、平和憲法
の精神からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返さ
せてはならない。

吹田市は、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基
調に、市民の健康で文化的な生活の向上をめざし“すこや
かで心ふれあう文化のまち”づくりをすすめており、平和
なくしては、その実現はありえない。

よって、吹田市は、平和を希求する市民の総意のもとに、
わが国の非核三原則が完全に実施されることを願うととも
に、核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを
を宣言する。

昭和58年(1983年)8月1日

吹 田 市



非核平和啓発標柱

健康づくり都市宣言

健康は、心ゆたかで活力に満ち充実した生活を営むため
の最も重要な基礎をなす市民共通の強いねがいであり、本
市がめざす「すこやかに心ふれあう文化のまち」づくりの
基本理念でもある。

本市は、この理念達成のため、市民の理解と参加を得て、
健康づくり都市の実現に向けてとりくむことをここに宣言
する。

昭和58年(1983年)10月11日

吹 田 市



健康づくり啓発ブロンズ像

人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた

吹田市第3次総合計画

2006 - 2020

平成18年（2006年）3月

編集・発行 吹田市企画部政策推進室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231

<http://www.city.suita.osaka.jp/>



吹田市



本書は、非木材紙（ケナフ紙）を使用しています。